

第5回
愛媛地方最低賃金審議会

資 料

令和8年9月8日

愛媛労働局労働基準部賃金室

第5回愛媛地方最低賃金審議会

資 料 目 次

令和8年9月8日

- 1 愛媛県最低賃金の改正決定について（答申）（写）
（令和8年8月21日付け愛媛賃審発第2577号） 1
- 2 愛媛地方最低賃金審議会の意見に関する公示（写）
（愛媛労働局一般公示第11号） 5
- 3 愛媛県最低賃金の改正決定に対する異議申立書
 - （1）愛媛県最低賃金の改正決定に対する異議申立書（写）
（令和8年8月25日付け西条周桑地域労働組合連絡協議会 議長 横井 幸男） .. 7
 - （2）2026年愛媛県最低賃金の改正決定（答申）について異議申し立て（写）
（2026年9月1日付け愛媛県教職員組合 中央執行委員長 加藤 諭） 9
 - （3）2026年愛媛地方最低賃金の改正決定に対する異議申し立て（写）
（令和8年9月2日付け愛媛県単位農業協同組合労働組合連合会 特別中央執行委員 吉田 泰臣） 11
 - （4）愛媛県最低賃金の答申に対する異議申立書（写）
（2026年9月2日付け愛媛地方労働組合連合会青年部 部長 山内 佑樹） 13
 - （5）愛媛県最低賃金の改正決定（答申）への異議申し立て（写）
（2026年9月3日付け日本自治体労働組合総連合愛媛県本部 書記次長 堀川 孝行） 15
 - （6）2026年愛媛県最低賃金の改正決定（答申）について異議申し立て（写）
（2026年9月4日付け愛媛地方労働組合連合会 議長 今井 正夫） 17
 - （7）2026年愛媛地方最低賃金の改正決定に対する異議申立書（写）
（2026年9月4日付けコープえひめ労働組合 執行委員長 今井 清志） 19
- 4 全ての都道府県で地域別最低賃金の改定額が答申されました
（令和8年9月3日厚生労働省発表） 21



愛媛賃審発第 2577 号
令和 8 年 8 月 21 日

愛媛労働局長
丹羽 啓達 殿

愛媛地方最低賃金審議会
会 長 森本 明宏

愛媛県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 8 年 7 月 2 日付け愛媛労発基 0702 第 3 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので答申する。

また、別紙 2 のとおり、平成 20 年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の「平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき、最新のデータにより比較したところ、令和 6 年 10 月 13 日発効の愛媛県最低賃金（時間額 956 円）は、令和 6 年度の愛媛県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、愛媛県最低賃金の改正決定に当たり、中小企業・小規模事業者には、原材料価格等のコスト上昇、防衛的な賃上げと急激な最低賃金額上昇による労務費の増大の中で、十分に価格転嫁ができていない業種や企業もあること等を踏まえ、

- （１）業務改善助成金を更に活用しやすくするための申請期間に余裕のある制度への改善や設備の増設要件緩和等の制度充実、
 - （２）二極分離の状態が継続している労務費等の価格転嫁問題を踏まえた、中小企業・小規模事業者のための価格転嫁・取引適正化の支援、
 - （３）いわゆる「年収の壁」への対応として、事業主への支援強化、被扶養者の認定方法の取扱いの円滑な実施、
- について、政府としてのなお一層の取組を強く要望する。

別紙 1

愛媛県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

愛媛県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1, 0 9 3 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和 8 年 1 1 月 1 日

愛媛県最低賃金と生活保護との比較について

1 最低賃金

- (1) 件 名 愛媛県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 956 円
- (3) 発 効 日 令和 6 年 10 月 13 日

2 生活保護

- (1) 比較対象者
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和 6 年度
- (3) 生活保護水準（令和 6 年度）
生活扶助基準（第 1 類費＋第 2 類費＋冬季加算＋期末一時扶助費）の愛媛県
内人口加重平均に、住宅扶助費の実績値を加えた金額（97,475 円）

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の(2)に掲げる金額の 1 箇月換算額（註）と上記 2 の(3)に掲げる金額とを比較すると、愛媛県最低賃金の下回っているとは認められなかった。

（註）1 箇月換算額

$$\begin{aligned} & 956 \text{ 円 (愛媛県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1 箇月平均法定労働時間数)} \\ & \quad \times 0.824 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率)} = 136,910 \text{ 円} \end{aligned}$$



愛媛地方最低賃金審議会の意見に関する公示

愛媛労働局一般公示第 11 号

令和 8 年 8 月 21 日愛媛地方最低賃金審議会から愛媛県最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 11 条第 1 項及び第 12 条の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、愛媛県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第 11 条第 2 項及び第 12 条の規定に基づき令和 8 年 9 月 7 日までに愛媛労働局長あて（松山市若草町 4 番地 3）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和 8 年 8 月 21 日

愛媛労働局長 丹羽 啓達

記

愛媛県最低賃金の改正決定に係る愛媛地方最低賃金審議会の意見の要旨

愛媛県最低賃金を次のように定めること。

- 1 適用する地域
愛媛県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1 時間 1, 0 9 3 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和 8 年 11 月 1 日



令和8年8月25日

愛媛労働局長 丹羽 啓達 殿

西条周桑地域労働組合連絡協議会

議長 横井 幸男

愛媛県最低賃金の改正決定に対する異議申立書

令和8年8月21日付愛媛賃審発第2577号にて愛媛地方最低賃金審議会から意見の提出があった愛媛県最低賃金の改正決定について、最低賃金法第11条第2項及び第12条の規定に基づき、次のとおり異議を申し立てる。

1. 異議の内容 愛媛の最低賃金は1時間当たり60円増の1,093円で改正決定意見の提出があった。引き上げ額は目安+4円となっているが、その一方で、昨年に引き続き発効日を11月1日に先送りしており、相次ぐ物価高騰の中で生活できる最低賃金とはいえず、中小企業・小規模事業者への支援を行い、少なくとも1,700円以上にするとともに、速やかな発効を求める。あわせて全国一律最低賃金制度への法改正を求める。
2. 異議の理由 全労連が実施した最低生計費試算調査では、全国どこでも時給で1,700円～1,800円であることが明らかになった。今回改正決定の愛媛の時給1,093円では、年間1,800時間働いたとしても年収は200万円にも満たず、物価高騰の中で、人間らしい普通の生活を送ることは極めて困難な状況である。
また、生計費に地域間格差がない中で、地域によって最低賃金に違いがあることは、労働力の地方からの流出につながり、地方の人口減少・経済疲弊へ直結する。政府は、骨太方針に、「遅くとも2030年代前半できる限り早期に全国平均1,500円を達成する。」と盛り込んだが、今のペースの賃上げが継続できない限り達成困難である。
とりわけ、物価高騰で非正規労働者の生活の困難さが増している。非正規労働者の十分な処遇改善をすすめるためにも、中小企業・小規模事業者への支援と合わせて、最低賃金の大幅引き上げと全国一律最低賃金の確立が急がれるが、今回の時給1,093円（60円増）では、物価高騰の中で依然として生活できる賃金と乖離しており、これを認めることはできない。あわせて、発効日を11月1日まで遅らせることは「目安+4円」を打ち消すこととなり、労働者には直接的不利益をもたらすことになるので、これを認めることはできない。



2026年 9月 1日

愛媛労働局長
丹羽 啓達 様

愛媛県教職員組合（県教組）
中央執行委員長 加藤 諭

2026年愛媛県最低賃金の改正決定(答申)について異議申し立て

貴職の地方の労働行政、賃金・労働条件の改善に向けたご努力に敬意を表します。

さて、8月21日、愛媛地方最低賃金審議会は、最低賃金を60円引き上げ、1,093円とするよう答申されましたが、以下のとおり、異議申し立てを行います。

記

1. 異議の内容

- (1) 2026年度の愛媛県最低賃金1,093円については、不服です。
- (2) 改定時期の先延ばしは、不服です。
- (3) 愛媛県最低賃金として、1,700円を要求します。

2. 理由

- (1) 物価高騰による実質賃金低下に歯止めがかかる額ではありません。家計は、火の車です。とくに、賃金の低廉な労働者の生活改善は、子どもたちの貧困の解消に繋がります。地域経済回復のためにも、最低賃金大幅引き上げを強く求めます。
- (2) 学校現場は、「支援員」等の名で低賃金の非正規の教職員が増えています。非正規の教職員は、正規労働者と子どもと教育に対して同一の役割と責任を持っています。最低賃金大幅引き上げは、学校現場で働くすべての教職員の賃金改善に繋がります。
- (3) 最低賃金大幅引き上げは、社会的要求であり、速やかな改定を求めます。

以上、異議申し立てとします。最後までご尽力ください。



令和8年9月2日

愛媛労働局

局長 丹羽 啓達 様

2026年愛媛県最低賃金の改正決定に対する異議申し立て

愛媛県単位農業協同組合労働組合連合会

(県内8JA職員労組加盟)

特別中央執行委員 吉田泰臣

今回の最賃引き上げ額については、働くものの生活改善に資するもので、労組員からは歓迎の声が多く聞かれます。今後の賃金交渉にむけて追い風となるものです。熟議を重ねてきた愛媛地方最賃審議会の委員・関係者のご努力に敬意を表します。

ただし、異議について以下の点を申し立てます。

①とくに非正規労働者にとって一番の不安要素は、扶養の枠内で働けるかどうか、にあります。発効日を含め、そこへの配慮や国の制度改善が必要です。

②私たちの職場の基盤である「農業」は、資材価格高騰、2026年度産米の生産者価格暴落、猛暑などの異常気象、相次ぐ災害、イノシシなど獣害の深刻化、労災保険の義務化、今後の食料品の消費税減税で、農家の経営困難と負担が増大しています。ところが農家・中小事業者に対する国の賃金改善支援策は、きわめて不十分です。

③地方からの都市部への流出防止のためにも、最賃金額の全国格差縮小、全国一律最低賃金制を求めます。

④愛媛地方最賃審議会の審議過程のいっそうの透明化を求めます。労使双方がどういう意見をだしたか、どう合意形成したのかのプロセスを情報公開することが、審議会に直接参加できない、多くの労働者、事業者双方にとって納得感と公平性を増すものです。

以上



2026年9月2日

愛媛労働局局長 丹羽 啓達 様
愛媛地方最低賃金審議会会長 森本 明宏 様

愛媛県最低賃金の答申に対する異議申立書

愛媛地方労働組合連合会（愛媛労連）青年部
部長 山内 佑樹

愛媛の最低賃金改定の審議にご尽力されておりますことに心より敬意を表します。

今年の最低賃金改定にあたり、中央最低賃金審議会は目安を A ランクを +54 円、BC ランクを +56 円とする目安を決め、地方にその引上げ額の判断が委ねられました。

答申の結果、愛媛県は中央審議会目安に 4 円を上乗せする +60 円の 1,093 円とされました。

今回の異議申し立てでは、愛媛地方最低賃金審議会が行った 60 円引き上げの 1,093 円とする答申は憲法 25 条及び労働基準法第 1 条 1 項にある「人たるに値する生活ができる水準」には遠く及ばない点について申し上げます。

最低賃金法 1 条には、「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」とあります。さまざまな物価が高騰するもとで、特に非正規労働者は影響が大きく、生活も脅かされ続けています。8 月 21 日に答申された 1,093 円がその同条項にある「労働者の生活の安定」と「労働条件の改善」の寄与にたる答申であるかどうか、また発行日を通常より遅らせることによる不利益についても、貴審議会において再度審議をいただきたく、以下理由を述べ、答申に対する異議申し立てをいたします。

（１）最低賃金はただその日が暮らせればよいというものではないことは、憲法 25 条、労働基準法第 1 条 1 項、最低賃金法第 1 条でも明らかなです。

現行の最低賃金額は、いわゆるワーキングプアと言われる年収 200 万円の水準に届くか届かないかというラインであり、例えば病気などの不測の事態が起こると「労働者の生活の安定」どころか、備えるための蓄えができない状況です。

現在の物価高騰、生活必需品の高騰は、特に非正規労働者の生活に多大な影響を与え、時給で働く労働者は最低賃金が低い故、「明日の生活も不安定」「未来に希望が持てない」状況であること、そして、非正規労働者は青年だけでなく、65 歳以上でも増えていることなども意見として述べてきました。

意見でも紹介しましたが、全労連は、全国 29 都道府県以上で「最低生計費試算調査」を取り組み、物価高騰等を反映した 2025 年以降の結果から「8 時間働けば人間らしく暮らせる」には、全国どこでも月額 27～28 万円（時給 1,900 円台）前後が必要であることを明ら

かにしてきました。これらは家計の実感にも近いのではないのでしょうか。生計費を踏まえた最低賃金額の再検討をお願いいたします。

(2) 今年、愛媛の最低賃金の発効が、例年の公示後 30 日経過の日に新たな最低賃金の発効ではなく、11 月 1 日に指定との答申が示されました。使用者委員の意見に配慮したものと聞いています。なお、昨年の審議において、効力発効日が愛媛県では 2025 年 12 月 1 日に、秋田県では 2026 年 3 月 31 日となりました。秋田では通常通りの日程で効力発効する他県と比較して、この間労働者がこうむる不利益の額は 8 万円程度が見込まれ、今年の審議において、発効日をせめて従来通りとすることを求める声が全国的に寄せられたところです。

労働者からすると、これまでも愛媛地方最低賃金審議会内で述べられていたように、発効日が遅れることは労働者の不利益になります。少なくとも例年通りの発効を求めます。

(3) 今年の四国内の最低賃金の答申額は、徳島県が 57 円引き上げ（中央目安 1 円プラス）の 1,103 円、香川県が 56 円引き上げ（目安どおり）の 1,092 円、高知は 63 円引き上げ（目安 7 円プラス）の 1,086 円となっています。四国トップの徳島県でも B ランクの中位程度、全国を 2 つに分けると下位の方に入ります。愛媛県は初めて香川県を上回りましたが、大分県、佐賀県と一部 C ランクにも抜かれている状況となっています。A ランクとされる地域との格差は、これほどまでに開いている状況です。

地域消滅や地域の維持への課題となっている人口流失では、最低賃金の高いところへ人が集まっていることが明らかとなり、これまでも問題とされてきました。最低賃金の地域間格差の是正こそが急務であり、改めて最低賃金の低い地域ほど大幅な引き上げを、全国一律の最低賃金の確立を地方審議会からも求めていく必要があると考えます。

以上の理由から、今年度の愛媛県最低賃金額を決定するにあたり、「労働者の安全と命」「労働者の生活と安定」や「人間として生きる水準」の審議が尽くされたかどうかを今一度ご確認いただき、答申額を再審議していただくことを強く要望し、異議申し立てといたします。

以上



2026 年 9 月 3 日

愛媛労働局局長 丹羽 啓達 様
愛媛地方最低賃金審議会会長 森本 明宏 様

日本自治体労働組合総連合（自治労連）愛媛県本部
書記次長 堀川孝行
松山市三番町 8-10-2

愛媛県最低賃金の改正決定（答申）への異議申し立て

最低賃金改定の審議を行う貴職のご努力に敬意を表します。今回の愛媛地方最低賃金審議会の答申である 60 円引き上げ改定について、下記の通り、審議会への意見書にもとづいて、異議を申し立て、再検討を要請する。

記

1. 答申額は「健康で文化的な最低限度の生活の保障」、生計費からすれば労働者・家計を守るには不十分

今回の愛媛審議会の答申が「60 円引き上げ」となり、1,093 円とする見込みとなった。中央審議会の目安を 4 円上回るなど、引き上げとなったことは歓迎する。しかし、全労連の最低生計費調査、また物価高騰の現状からすれば不十分と言わざるを得ず、引き上げの水準の再検討が必要と考える。物価高騰でより大きな影響を受け続けている非正規労働者の処遇改善に資する最低賃金額の引き上げは必要と考える。

2. 愛媛地方最低賃金審議会として中小企業・小規模事業者の最低賃金引き上げを可能とする補助等の実施を求める要請を

使用者委員から意見が付され、専門部会報告書に盛り込まれたと拝見した。最低賃金引き上げには、政府の施策・制度等による中小企業・小規模事業者支援策が当面必要と考える。今後のことも踏まえ、一時的な補助金ではなく、使いやすい恒久的な補助を求めている。

また、最低賃金制度について周知を行うことは労働行政の使命でもあり、より積極的に情報公開を行うことを求めたい。今回の最低賃金額の決定にあたって、公労使委員の主張を県民にも知ってもらうことで、より愛媛の最低賃金をどうすべきかについての理解を得ることができるのではないかと。

3. 愛媛地方最低賃金審議会「独自の最低賃金額」の検討を求めたい

愛媛地方最低賃金審議会として、労働者の生計費とはどのような金額であるのか、いくらが妥当なのか、こうした議論・検証を、意見書で求めてきた。それには、4 から 3 のランク分けとなったこと、なおかつランク内での金額の差・整合性など、ランク制自体の整合性が問われる状況もあること、愛媛地方最低賃金審議会の各委員の見解に沿わない目安が示されている、地域間格差解消・労働力の確保などへの審議会からのメッセージとして、など、中央最低賃金審議会の目安によらず、審議できるようにするための目標や水準が求められていると考えられるためである。

これまでも毎年同じ意見を述べており恐縮だが、いつまでに、どのような額の愛媛県の最低賃金額が必要・適当かを明らかにしたうえで、県内で仮にそこまで引き上げるためには公労使でどういった議論が、また政策が必要になるのか、そうした前向きな議論を愛媛地方最低賃金審議会として行うべきではないか。将来的にはランク制・中央目安によらない議論が必要になると考えられる。

専門部会で、労働者側が主張されたとされる「愛媛ビジョン」がどのようなものかは知りえないところだが、(公) 労使が将来ビジョンを持つべきということについては同様の提案ととらえ、そうであるならばその実現を要望する。

また仮に、今後も引き上げ基調となるのであれば、ビジョンを持つことで、引き上げに対し従前より備えをつくっておくこともでき、それにより引き上げへの準備もなされ、従来の発効日での施行も可能になると考える。

次年度以降の審議も見据え、「現行の最低賃金審議制度の枠内でも、すべての働く人たちに人間らしい最低限の生活を保障する『最低賃金額』および『全国一律最低賃金制度』の実現を国へ要求する」「せめて最低賃金引き上げで窮することのないような中小企業・小規模事業者を支援する予算・制度を国へ要求する」など、要望もしていただきたい。

今回の最低賃金額の答申が、生活が困窮する最賃近傍の労働者に報いるものとなるよう、再検討をお願いしたい。

以上



2026年9月4日

愛媛労働局
局長 丹羽 啓達 殿

愛媛地方労働組合連合会（愛媛労連）
議長 今井 正夫

2026 年愛媛県最低賃金の改正決定（答申）について異議申し立て

愛媛地方最低賃金審議会は 8 月 21 日の審議会で、今年度の愛媛県の最低賃金を現在の時間額 1,033 円から 60 円引き上げ、1,093 円、発効日を 11 月 1 日とする答申を行いました。

しかし、答申の公示日から 30 日を経過した日でなく、11 月 1 日に遅らせることに以下の理由より異議を申し立て、最低賃金法第 14 条 2 項の「公示後 30 日経過した日」での発効を求めます。

- (1) 最低賃金法の「賃金の最低限を保障することにより、労働者の生活の安定」を図るという生存権保障の精神からいえば、発効日を遅らせることは許されません。
- (2) 最低賃金法第 14 条 2 項から、地域別最低賃金の改正決定は、公示日から起算して 30 日を経過した日と定められており、中央最低賃金審議会の目安に上乗せした場合、発効日を遅らせるというのは、最低賃金法の趣旨からいっても、受け入れられません。
- (3) 現在も物価高騰が昨年以上に続く中で、労働者の生活を一層厳しくさせる法定発効から遅らせる 11 月 1 日の発効日は、労働者への不利益は許せません。

以上



2026 年 9 月 4 日

愛媛労働局長 丹羽 啓達 殿

コープえひめ労働組合
執行委員長 今井 清志

2026 年愛媛地方最低賃金の改定決定に対する異議申立書

「愛媛地方最低審議会の意見に関する公示」がありましたので、次のように異議申し出を行います。

申し出の趣旨

愛媛地方最低賃金を昨年比 60 円増の 1093 円とした答申について

1. 11 月 1 日の予定である発効日の見直しを求めます。
2. 専門部会の完全公開を求めます。
3. 最低賃金引き上げと同時に、政府・厚生労働省・各自治体が企業・小規模事業所への今以上の有効な支援策を強化・充実させることと、「年収の壁」を見直しを愛媛地方最低賃金審議会として要請してください。

理由

今回の答申は、中央最低賃金審議会の答申において示された目安額 56 円を 4 円上回るものであり、過去二番目に高い金額であることは、評価できるものであり、最賃審議会の尽力に敬意を表します。しかし、発効日が 11 月 1 日になっていることは物価高に苦しむ労働者の立場を考慮の答申とは思えません。全国的にも 10 月中に発行する都道府県が多く、1 日でも早く労働者の経済的負担を軽くする必要があります。

専門部会は金額審議が非公開となっております。情報公開が叫ばれるなか、審議内容を全て公開することはそれぞれの立場での最低賃金に関する考えを聞くことができ、審議会の透明性を高めることに繋がります。

最低賃金の引き上げは、労働者の生活を支えるために重要ですが、中小企業・小規模事業所では、原材料費や燃料費などの上昇分の価格転嫁に加え、人件費の上昇分まで十分に転嫁できていない状況があります。最低賃金の引き上げを持続的な賃上げにつなげるためにも、生産性向上に向けた助成制度の拡充や申請費用への支援、大企業との取引における適正な価格転嫁の徹底など、中小企業・小規模事業所への支援を一層強化する必要があります。

また、最低賃金の上昇により「年収の壁」を意識して労働時間や出勤日数を調整する労働者が増えれば、深刻な人手不足をさらに悪化させることが懸念されます。特に年末の繁忙期には、収入制限による就業調整が人手不足の要因となっています。「年収の壁」を見直し、労働者が希望する時間だけ安心して働き、働いた分だけ収入を増やせる制度の実現が必要です。

以上の理由から、最低賃金発効日の再考と、専門部会の完全公開、国や地方自治体からの支援策強化と「年収の壁」の見直しについての要請をお願いします。

以上

報道関係者 各位

令和 8 年 9 月 3 日（木）

【照会先】

労働基準局賃金課

課 長 野澤めぐみ

副主任中央賃金指導官 上条 訓之

（代表電話）03（5253）1111（内線 5546）

（直通電話）03（3502）6758

全ての都道府県で地域別最低賃金の改定額が答申されました**～答申での全国加重平均額は昨年度から 56 円引上げの 1,177 円～**

厚生労働省は、都道府県労働局に設置されている地方最低賃金審議会が答申した令和 8 年度の地域別最低賃金の改定額（以下「改定額」）を取りまとめました。改定額及び発効予定年月日は別紙のとおりです。

これは、令和 8 年 7 月 28 日に厚生労働大臣の諮問機関である中央最低賃金審議会が示した「令和 8 年度地域別最低賃金額改定の目安について」などを参考として、各地方最低賃金審議会が調査・審議して答申した結果を取りまとめたものです。

答申された改定額は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続を経た上で、都道府県労働局長の決定により、令和 8 年 10 月 1 日から令和 8 年 12 月 2 日までの間に順次発効される予定です。

【令和 8 年度 地方最低賃金審議会の答申のポイント】

- ・ 47 都道府県で、54 円～65 円の引上げ（引上げ額が 65 円は 1 県、64 円は 1 県、63 円は 2 県、62 円は 2 県、61 円は 4 県、60 円は 4 県、59 円は 5 県、58 円は 4 府県、57 円は 7 県、56 円は 11 道県、55 円は 3 県、54 円は 3 都府県）
- ・ 改定額の全国加重平均額は 1,177 円（昨年度 1,121 円）
- ・ 全国加重平均額 56 円の引上げは、昭和 53 年度に目安制度が始まって以降で 2 番目の高さ
- ・ 最高額（1,280 円）に対する最低額（1,085 円）の比率は 84.8%（昨年度は 83.4%。なお、この比率は 12 年連続の改善）

（別紙）令和 8 年度 地域別最低賃金答申状況

（参考）地域別最低賃金の改正手続の流れ

令和8年度 地域別最低賃金 答申状況

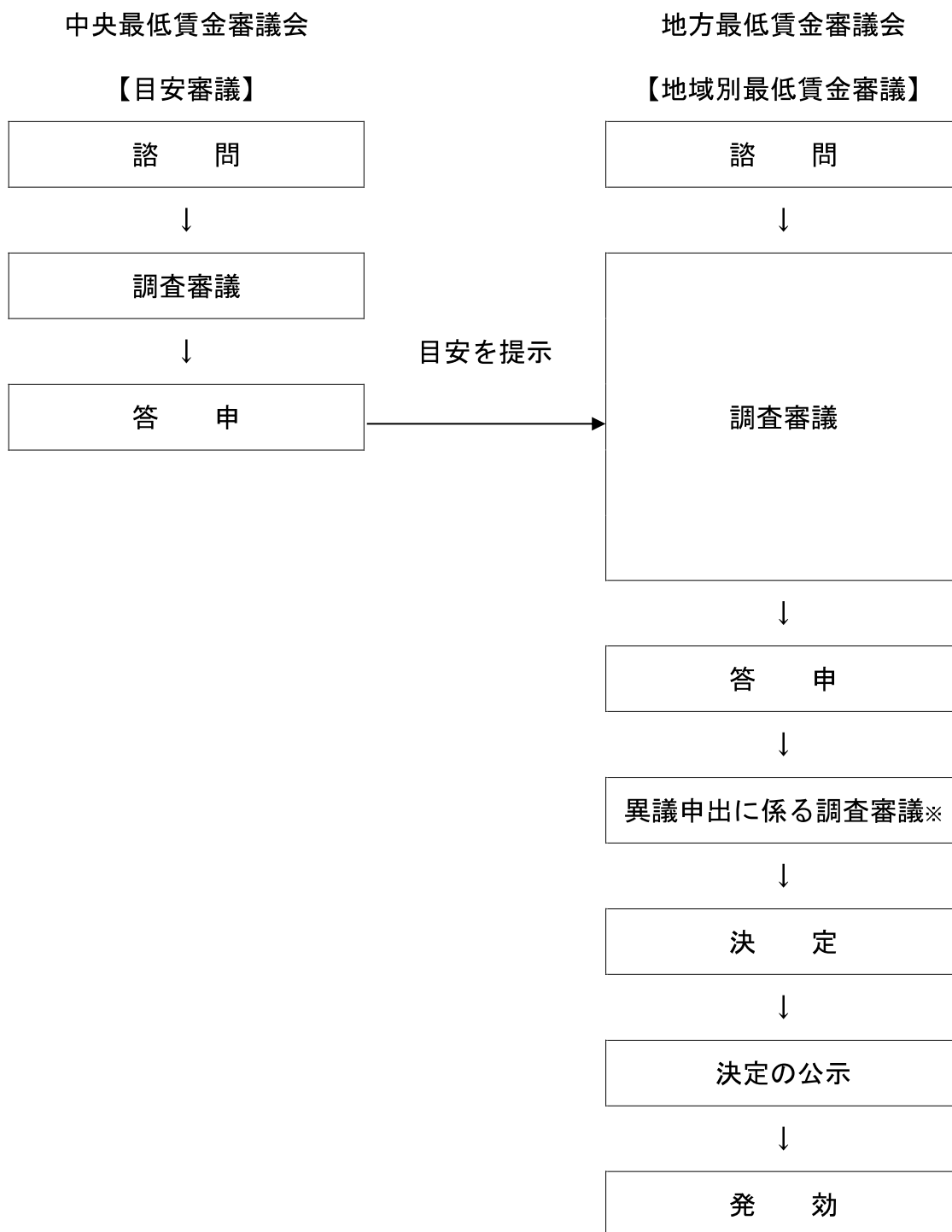
(別紙)

都道府県名	ランク	目安額	答申された改定額【円】(※1)	引上げ額【円】	目安差額	発効日(予定)(※2)
北海道	B	56	1,131 (1,075)	56	±0	令和8年10月1日
青 森	C	56	1,090 (1,029)	61	+5	令和8年10月29日
岩 手	C	56	1,090 (1,031)	59	+3	令和8年12月1日
宮 城	B	56	1,098 (1,038)	60	+4	令和8年10月1日
秋 田	C	56	1,090 (1,031)	59	+3	令和8年10月14日
山 形	C	56	1,092 (1,032)	60	+4	令和8年10月30日
福 島	B	56	1,094 (1,033)	61	+5	令和8年10月16日
茨 城	B	56	1,136 (1,074)	62	+6	令和8年10月18日
栃 木	B	56	1,125 (1,068)	57	+1	令和8年10月1日
群 馬	B	56	1,120 (1,063)	57	+1	令和8年10月3日
埼 玉	A	54	1,196 (1,141)	55	+1	令和8年10月1日
千 葉	A	54	1,195 (1,140)	55	+1	令和8年10月1日
東 京	A	54	1,280 (1,226)	54	±0	令和8年10月1日
神奈川	A	54	1,279 (1,225)	54	±0	令和8年10月1日
新 潟	B	56	1,108 (1,050)	58	+2	令和8年10月1日
富 山	B	56	1,119 (1,062)	57	+1	令和8年10月1日
石 川	B	56	1,113 (1,054)	59	+3	令和8年10月3日
福 井	B	56	1,112 (1,053)	59	+3	令和8年10月4日
山 梨	B	56	1,113 (1,052)	61	+5	令和8年11月1日
長 野	B	56	1,117 (1,061)	56	±0	令和8年10月2日
岐 阜	B	56	1,121 (1,065)	56	±0	令和8年10月1日
静 岡	B	56	1,154 (1,097)	57	+1	令和8年10月15日
愛 知	A	54	1,195 (1,140)	55	+1	令和8年10月1日
三 重	B	56	1,143 (1,087)	56	±0	令和8年10月1日
滋 賀	B	56	1,136 (1,080)	56	±0	令和8年10月3日
京 都	B	56	1,180 (1,122)	58	+2	令和8年11月16日
大 阪	A	54	1,231 (1,177)	54	±0	令和8年10月1日
兵 庫	B	56	1,172 (1,116)	56	±0	令和8年10月1日
奈 良	B	56	1,107 (1,051)	56	±0	令和8年10月4日
和歌山	B	56	1,101 (1,045)	56	±0	令和8年10月3日
鳥 取	C	56	1,090 (1,030)	60	+4	令和8年10月3日
島 根	B	56	1,092 (1,033)	59	+3	令和8年10月10日
岡 山	B	56	1,104 (1,047)	57	+1	令和8年10月2日
広 島	B	56	1,141 (1,085)	56	±0	令和8年10月11日
山 口	B	56	1,101 (1,043)	58	+2	令和8年10月8日
徳 島	B	56	1,103 (1,046)	57	+1	令和8年11月1日
香 川	B	56	1,092 (1,036)	56	±0	令和8年10月1日
愛 媛	B	56	1,093 (1,033)	60	+4	令和8年11月1日
高 知	C	56	1,086 (1,023)	63	+7	令和8年10月29日
福 岡	B	56	1,114 (1,057)	57	+1	令和8年10月4日
佐 賀	C	56	1,095 (1,030)	65	+9	令和8年11月15日
長 崎	C	56	1,087 (1,031)	56	±0	令和8年11月2日
熊 本	C	56	1,092 (1,034)	58	+2	令和8年12月1日
大 分	C	56	1,096 (1,035)	61	+5	令和8年11月1日
宮 崎	C	56	1,085 (1,023)	62	+6	令和8年10月24日
鹿児島	C	56	1,090 (1,026)	64	+8	令和8年10月25日
沖 縄	C	56	1,086 (1,023)	63	+7	令和8年12月2日
全国加重平均			1,177 (1,121)	56	+1	-

※1 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

※2 発効日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性有

地域別最低賃金の改正手続の流れ



※ 関係労使からの異議申出があった場合に開催